

会 員 各 位

(一社) 東京都トラック協会
会長 浅 井 隆

緊急事態宣言の発表を受けて

昨日、安倍内閣総理大臣から緊急事態宣言が発せられたことを受け、小池東京都知事から緊急事態の措置が発表されました。

東ト協といたしましては、引き続き、次の対策により会員各位のサポートに全力を挙げてまいりますので、ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

記

○ はじめに

緊急事態宣言が発せられ、東京都が指定地域とされたことから、特別措置法に基づく、緊急事態の措置が都知事から発表されました。

これにより、外出の自粛、イベント中止等の協力要請が更に強化されますが、物流を担うトラック運送事業に対する、業務制限は原則としてありません。

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、テレワーク、在宅勤務の導入により、できるだけ出社人員を減らすなど、政府の方針に協力しなければなりません。道路が封鎖される、トラックが走れなくなるという事態等は、考えられませんので落ち着いて行動してください。

1 新型インフルエンザ等対策本部の設置

「東ト協 新型インフルエンザ等対策事業計画」に基づく、対策本部を設置し、緊急事態措置として、東京都の要請に基づく緊急物資の輸送を通じ、都民生活及び経済活動の安定の確保に寄与します。

2 相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症に関連する各種支援対策などに関し、東ト協に相談窓口を開設し対応に当たります。

開設時間：平日	9：00～17：30		
相談窓口：融資関係	交付金会計グループ	03-3359-4136	
	行政手続	支部支援グループ	03-3359-4132
	その他	総務グループ	03-3359-6252

3 「新型コロナウイルス感染症に対する金融支援策一覧」の作成

「新型コロナウイルス感染症に対する金融支援策一覧」を作成・配布し、国、東京都、全ト協、東ト協の支援事業を周知するとともにその活用をサポートします。

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

引き続き、東ト協ホームページ、東京都トラック時報により、感染症拡大防止のための留意点や支援対策などについて情報発信します。

会員の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済状況の悪化や社会情勢が日々変化する中での業務対応など、極めて厳しい状況であることとご推察申し上げますが、引き続き、感染症予防対策に万全を期されますようお願い申し上げますとともに、万が一、社内から感染者が出た場合のBCPに関しても予めご検討くださるよう申し添えます。

結びに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様にお見舞い申し上げますとともに、感染拡大が一日も早く終息することを願っております。